

「2022年パキスタン洪水救援金」の受付について

1. 救援金の受付口座

1) 日本赤十字社岐阜県支部〔取り纏めいただいた救援金を振込む場合〕

金融機関	店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	(普) 166979	救援金口 日本赤十字社岐阜県支部
大垣共立銀行	加納支店	(普) 454916	

「救援金」専用の振込依頼票がありますので、必要な場合はご連絡ください。
振込通知書上部点線四角内に必ず「2022年パキスタン洪水」と明記ください。
同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。

2) 日本赤十字社（本社）

金融機関	店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	(普) 2787785	日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	(普) 2105788	
みずほ銀行	クヌギ支店	(普) 0623528	

ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。
受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(03-3437-7081)に下記内容を連絡ください。
(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

金融機関	店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00110-2-5606	日本赤十字社

通信欄に「2022年パキスタン洪水救援金」と明記し、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載ください。

2. 受付期間

令和4年9月6日（火）から令和4年11月30日（水）まで

3. 税務上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当します。

本措置の対象となる寄付金の要件

- (1) 2022年パキスタン洪水の被災者を救援するため、個人が日本赤十字社の各支部に対して拠出した寄付金であること。
- (2) 寄付金適用下限額1回あたり2,000円を超える寄付を行った個人であることかつ、寄付者居住地の日本赤十字社の支部長の受領証が発行されていること。
- (3) 本救援金の募集期間である令和4年9月6日（火）から同年11月30日（水）までの期間に収納された寄付金であること。